

○常陸太田市テレワーク移住奨励金交付要項

令和3年3月31日

告示第71号

改正 令和4年3月29日告示第27-3号

改正 令和5年3月31日告示第73号

改正 令和6年3月29日告示第63号

(目的)

第1条 この要項は、働き方が多様化する中で、勤務地に捉われない働き方を
選択できる機会を活かし、市外からの移住促進を図ることを目的に、テレワ
ークを継続して本市に移住又は定住する方を対象に奨励金を交付することに
ついて必要な事項を定めるものとする。

(令5告示73・一部改正)

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

- (1) 移住者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づ
き、市外の市区町村の住民基本台帳に市に移住する直前の1年を超える期
間記載（国外に転出していた期間がある場合は、その期間を含む。）され
ていた者で、市の住民基本台帳に記載された日において60歳未満のもの
（移住者に配偶者がある場合は、いずれか一方の者が60歳未満である世
帯）をいう。
- (2) テレワーク 労働者が情報通信技術を利用して行う事業場外勤務をい
う。
- (3) 子育て世帯 同一世帯に中学生以下の子をもつ世帯をいう。

(令4告示27-3・令5告示73・一部改正)

(交付対象者)

第3条 奨励金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者
とする。ただし、市長が特別に認めるときは、この限りでない。

- (1) 移住者で本市に転入して1年未満の者であること。
- (2) 次の要件のいずれかを満たす仕事を行う者であること。

ア 市外の企業に勤務する者にあつては、移住先を生活の本拠として移住
元での業務をテレワークにより引き続き行う者。（ただし、勤務日数の
5分の1を超えて所属先企業等へ行かず、移住先において業務を行うこ

と。)

イ 企業から継続して仕事を請け負い市内でテレワークをしている個人事業者

(3) 市内の住宅所在地に住民登録をし、３年以上居住する見込みであること。

(4) 本人又は同居をする者のうち、市税を滞納している者がいないこと。

(5) 本人、同居者及び同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員その他反社会的団体の構成員でない者であること。

（令４告示２７－３・令５告示７３・一部改正）

（奨励金の額）

第４条 奨励金は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子育て世帯の場合 ３０万円

(2) 子育て世帯以外の場合 ２０万円

（交付申請）

第５条 奨励金の交付を受けようとする者は、常陸太田市テレワーク移住奨励金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍の附票の写し

(3) 納税証明書又は滞納が無いことを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

２ 前項の規定により提出する書類には、第３条第２号の規定による勤務の要件に応じ、次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 市外の企業を勤務場所としながら市内でテレワークをしている者 テレワーク勤務証明書（様式第２号）

(2) 企業から継続して仕事を請け負い市内でテレワークをしている個人事業者 所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条に基づく開業・廃業届の写し、直近の確定申告書の写し及び納税証明書並びに市外の企業との契約関係が分かる書類の写し

（令５告示７３・一部改正）

（交付決定）

第６条 市長は、前条の交付申請があつたときは、その内容を審査し、奨励金

の交付の可否を決定し、常陸太田市テレワーク移住奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第 7 条 前条の規定による通知を受けた者は、当該決定日から起算して 30 日以内に常陸太田市テレワーク移住奨励金交付請求書（様式第 4 号。以下「請求書」という。）により、を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があつたときは、奨励金を交付するものとする。

（返還）

第 8 条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたときは、奨励金の交付決定を取り消し、奨励金の返還を命ずることができる。

（その他）

第 9 条 この要項に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

（令 4 告示 27—3・令 5 告示 73・一部改正）

附 則（令和 4 年告示第 27—3 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 73 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第 63 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は令和 6 年 3 月 31 日から施行する。